

防衛省関係研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化
及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行規則の制定について

1 趣 旨

平成 2 0 年 6 月 1 1 日に研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 2 0 年法律第 6 3 号）が公布された。

これに伴い、同法に基づく政令である研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令が制定される予定となっており、同令において大臣の命令へ委任されている事項等を定めるため、省令を制定するもの。

2 概 要

- (1) 研究公務員及び研究部課等を定める。【第一条関係】
- (2) 本邦法人又は外国法人等の範囲を定める。【第二条関係】
- (3) 国有施設の減額使用の手続を定める。【第三条関係】
- (4) 国有地の減額使用の手続を定める。【第四条関係】
- (5) 中核的研究機関の公示に関することを定める。【第五条関係】
- (6) 研究所等が中核的研究機関である場合における国有施設の減額使用の手続を定める。【第六条関係】
- (7) 研究所等が中核的研究機関である場合における国有地の減額使用の手続を定める。【第七条関係】
- (8) 防衛大臣の所掌に係る研究の交流促進に関する省令（平成 1 9 年内閣府令第 8 号）を廃止する。【附則第二条関係】

3 施行期日

平成 2 0 年 1 0 月 2 1 日（予定）

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律施行令の施行の日）